

埼玉県青少年健全育成条例について

1 目的

青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止し、青少年の健全な育成を図ること。

2 基本理念

全ての人が、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長するように青少年を育成する。

3 優良図書等の推奨

青少年の健全育成上、特に優良と認める図書等を推奨し、公表している。

4 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為の防止（主なもの）

(1) 有害図書等の指定及び売買等の禁止

本 DVD ゲームソフト

- ・青少年に対する売買・贈与・貸付け・閲覧等の禁止
- ・書店等における区分陳列義務

(2) 有害がん具等の指定及び売買等の禁止

性的玩具 ナイフ

- ・青少年に対する売買・贈与・貸付け・閲覧等の禁止

(3) 自動販売機への有害図書等・有害がん具の収納禁止

(4) みだらな性行為等の禁止

- ・青少年に対するわいせつ行為等の禁止

(5) 深夜に外出させる行為の制限（23時～4時）

- ・保護者…青少年を外出させないように努める
- ・保護者以外の者…保護者の委託・承諾なく青少年を外出させる行為の禁止
- ・深夜営業者…帰宅を促すように努める

(6) 青少年に対し入れ墨を施す行為等の禁止

(7) 深夜における施設への入場の禁止

カラオケボックス インターネットカフェ

- ・青少年を深夜に入場させる行為の禁止
- ・青少年の深夜入場禁止表示義務

(8) 携帯電話

- ・保護者…フィルタリングを利用しない場合、理由等を書面で提出する義務
- ・携帯電話事業者

(1) 契約時に、インターネットの危険等を説明する義務

(2) 上記の説明内容を記載した書面を交付する義務

(3) フィルタリング解除は、書面提出があった場合のみとすること

(4) 提出された書面を保存する義務（契約終了または青少年が18歳に達するまで）

青少年の情報モラル啓発DVDの制作（案）

1 趣 旨

スマートフォンのフィルタリングに係る条例改正に伴い、児童生徒並びに保護者に対し、情報社会のルールや情報モラルの知識と、トラブル防止のための方策を啓発する。

2 事業内容

(1) DVDの作成と主な内容

1話10分から12分程度の編集で、ドラマ仕立てのもの5話を収録し、全体で60分程度の啓発用DVDを作成する。対象並びに主な内容は以下の通り。

	主なテーマ・内容
小学生用 1話	○ネットワーク通信のできるゲーム機・スマートフォンによるトラブルの防止 ・個人情報の公開・プロフィール・アバター
中・高校生用 3話	○インターネット(スマートフォン)を使ったコミュニケーションツールの危険性 ①誹謗中傷・ネットいじめ・掲示板 ②ソーシャルゲーム・有害サイト ③ダウンロードの違法性 ※スマートフォンのフィルタリングに係る条例改正の周知
保護者用 1話	○インターネット(スマートフォン)による危険防止と、家庭内のルール作り ①高額請求・不当請求・インターネット依存 ※条例改正の周知

(2) 指導マニュアルの作成と活用方法

DVDを活用した指導マニュアルと学習教材を作成する。活用方法は以下の通り。

対 象	主な作成資料	活用方法
児童生徒向け	学習指導案 小学校45分・中高等学校・50分 プレゼンテーション用の スライド	・授業での活用 ・集会等での活用 ・放課後児童クラブ、子ども教室、 児童館・公民館等での活用
教員向け	指導のための基礎知識集 (関連用語・調査結果等)	・授業での活用 ・児童生徒・保護者向けの講習会
保護者向け	プレゼンテーション用の スライド	・「子ども安全見守り講座」「県政 出前講座」での活用 ・PTA・市町村民会議、青少年 育成推進員研修、児童委員・民 生委員会会議での活用

(3) 制作本数と主な配布先

合計1700セットを県内小・中・高等学校と関係機関に配布する。

(4) 制作スケジュール

- ①業者選定（7月中旬まで）
- ②シナリオ・台本完成・撮影スケジュールの作成（9月上旬まで）
- ③撮影と編集（11月上旬まで）
- ④指導マニュアルの作成と配布（12月）